**平成２６年（フ）第１４６７号**
北海道江別市あけぼの町26番地の14
債務者　峰下　　祥
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１４７３号**
札幌市西区八軒７条東５丁目４番34号　サンハイツＢ棟12号
債務者　杉山　　一
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１４７７号**
北海道千歳市自由ケ丘３丁目10番２号
債務者　原田あつ子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１４９６号**
札幌市南区真駒内本町３丁目５番14―205号
債務者　木村みどり
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１５２９号**
札幌市東区北44条東14丁目１番８―106号
債務者　佐藤　美咲
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１５５３号**
札幌市厚別区もみじ台西２丁目２番11―304号、住民票上の住所札幌市白石区菊水元町８条３丁目３番３号　フロスティ菊水201号
債務者　坂本　久実
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２２８号**
埼玉県熊谷市江南中央２丁目15番地１　コーポＦＴ201号
債務者　串間　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２６年（フ）第６４５号**
千葉県船橋市前原西１丁目36番５―202号
債務者　武田　雄貴
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第６８３号**
千葉市若葉区原町908番地14　コートビレッジＦ203号
債務者　小瀧　雅恵（旧姓那須野）
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第２４４号**
静岡県御殿場市御殿場317番地の11
債務者　勝又あずみ
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第２５０号**
静岡県沼津市今沢545番地の３　県営今沢団地Ｋ９―202
債務者　三谷　美和
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第６１号**
京都市伏見区深草フチ町２番地97
債務者　安田政美こと　張　　政美
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第３３８号**
京都府八幡市欽明台中央２番地１　ミューズコート302号
債務者　金岡　洋義
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第７５９号**
京都府京田辺市花住坂１丁目９番地４、住民票上の住所大阪府交野市星田４丁目15番５―403号
債務者　荒井由美子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第８５７号**
京都市下京区西七条東御前田町８番地　ヴィラージュＫ304号
債務者　安藤　淳史
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第８６８号**
京都市上京区猪熊通丸太町上る木屋之町500番地２　シャトー・マキ101号
債務者　出口　善紀
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第８８２号**
京都府相楽郡精華町大字祝園小字佃36番地１
債務者　西島　隆雪
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係